

# 災害廃、処理法、リ法、業振興

## 法制度、一斉に見直し

### 国や業界で検討急ピッチ

廃棄物・リサイクルの関連法制度が来年に向けて一斉に見直される。すでに審議が進んでいる容器法など個別リサイクル法見直しに加え、災害廃棄物に関する新たな法制度の検討も本格化してきた。さらに、国では来年が見直しとなる廃棄物処理法への対応、産業廃棄物処理業界では業法を含めた事業振興について議論している。

リサイクル分野では容器包装リサイクル法と家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法など

一方、廃棄物処理では、東日本大震災での災害廃棄物処理の経験と教訓、将来的に予想される首都直下型地震や南海トラフ地震などの巨大災害で発生する災害廃棄物対策について、環境省が9月25日に「巨大地震発生時に

検討委員会」を開いた。同省は災害廃棄物のための新たな法制度も視野に急ピッチで課題の整理などを進めていく。現在、「一般廃棄物」とされている災害廃棄物の扱いなども論点になると考へられる。

8月から議論を開始した。廃棄物処理法や税制の改正で対応できる

正から5年が経ち、見直し年を迎える。まず、前回の改正を評価するとともに、課題を洗い出す作業が必要になる。災害廃棄物の新たな法制度の検討との同

時進行で、タイトな日程になりそうだ。

これら国の動きへの

対応とともに、(公社)全国産業廃棄物連合会

では、法制度対策委員会に「産業廃棄物処理

業の業法を含めた振興

策の検討に関するタス

クオース」を設け、

8月から議論を開始し

た。廃棄物処理法や税

制の改正で対応できる

点と区分つつ、業の

振興策について意見を

集約し、要望・提案を

とりまとめる考えだ。